

議案第55号

地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備について

地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例を次のように制定する。

令和4年10月31日提出

逗子市長 桐ヶ谷 寛

地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例

(逗子市職員の再任用に関する条例の廃止)

第1条 逗子市職員の再任用に関する条例(平成14年逗子市条例第8号)は、廃止する。

(外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等に関する条例の一部改正)

第2条 外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等に関する条例(平成15年逗子市条例第22号)の一部を次のように改正する。

第2条第2項第4号中「引き続いて勤務させることとされ、又は」を「引き続き勤務することとされた職員及び」に、「を延長することとされている」を「が延長された」に改め、同項中第5号を第6号とし、第4号の次に次の1号を加える。

(5) 逗子市職員の定年等に関する条例第8条第1項から第4項までの規定により異動期間(これらの規定により延長された期間を含む。)を延長された管理監督職を占める職員

(逗子市職員の勤務時間に関する条例の一部改正)

第3条 逗子市職員の勤務時間に関する条例(昭和47年逗子市条例第8号)の一部を次のように改正する。

第2条第3項中「法第28条の4第1項若しくは第28条の5第1項又は第28条の6第2項」を「第22条の4第1項又は第22条の5第1項若しくは第2項」に、「第28条の5第1項」を「第22条の4第1項」に、「再任用短時間勤務職員」を「定年前再任用短時

間勤務職員」に改める。

第3条第1項ただし書中「再任用短時間勤務職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改める。

(逗子市職員の懲戒の手續及び効果に関する条例の一部改正)

第4条 逗子市職員の懲戒の手續及び効果に関する条例（昭和26年逗子市条例第32号）の一部を次のように改正する。

第3条中「6月以下の期間、」を「1日以上6月以下の期間、その発令の日に受ける」に、「減ずる」を「減じる」に改め、同条に後段として次のように加える。

この場合において、その減じる額が現に受ける給料及びこれに対する地域手当の合計額の10分の1に相当する額を超えるときは、当該額を減じるものとする。

(逗子市職員の育児休業等に関する条例の一部改正)

第5条 逗子市職員の育児休業等に関する条例（平成4年逗子市条例第4号）の一部を次のように改正する。

第2条第3号中「昭和59年逗子市条例第6号」の次に「。以下「定年条例」という。」を加え、「又は第2項」を削り、「引き続き勤務している」を「引き続き勤務することとされた職員及び同条第2項の規定により期限が延長された」に改め、同条中第4号を第5号とし、第3号の次に次の1号を加える。

(4) 定年条例第8条第1項から第4項までの規定により異動期間（これらの規定により延長された期間を含む。第10条第3号において同じ。）を延長された管理監督職を占める職員

第10条第2号中「逗子市職員の定年等に関する条例」を「定年条例」に改め、同条に次の1号を加える。

(3) 定年条例第8条第1項から第4項までの規定により異動期間を延長された管理監督職を占める職員

第17条第2項の表中「再任用職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改める。

第18条の表中「第28条の5第1項」を「第22条の4第1項」に改める。

(逗子市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部改正)

第6条 逗子市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例（平成17年逗子市条例第4号）の一部を次のように改正する。

第3条中「第28条の5第1項」を「第22条の4第1項」に改める。

(逗子市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部改正)

第7条 逗子市職員の特殊勤務手当に関する条例（平成21年逗子市条例第3号）の一部を次のように改正する。

第1条中「。以下「給与条例」という。」を削る。

第17条中「第28条の5第1項」を「第22条の4第1項」に改める。

(逗子市職員の退職手当に関する条例の一部改正)

第8条 逗子市職員の退職手当に関する条例（昭和28年逗子市条例第5号）の一部を次のように改正する。

第1条中「職員（逗子市職員定数条例（昭和26年逗子市条例第6号）第2条に定める職員（地方公務員法（昭和25年法律第261号）第28条の4第1項又は第28条の6第1項の規定により採用された者を除く。）をいう。以下同じ。）」を「逗子市職員定数条例（昭和26年逗子市条例第6号）第2条に定める職員」に改める。

第2条第2項ただし書中「地方公務員法」の次に「(昭和25年法律第261号)」を加える。

第4条第1項中「第28条の2第1項」を「第28条の6第1項」に、「第28条の3第1項」を「第28条の7第1項」に改める。

第5条第1項中「第28条の2第1項」を「第28条の6第1項」に、「第28条の3第1項」を「第28条の7第1項」に改める。

第8条第4項中「とする」を「とし、当該退職の日後に事業（その実施期間が30日未満のものその他市長が定めるものを除く。）を開始した職員その他これに準じるものとして市長が定める職員が市長が定めるところにより、任命権者にその旨を申し出たときは、当該事業の実施期間（当該実施期間の日数が4年から第1項及びこの項の規定により算定される期間の日数を除いた日数を超える場合における当該超える日数を除く。）は、第1項及びこの項の規定による期間に算入しない」に改め、同条第11項第5号中「第4条第8項」を「第4条第9項」に改める。

第13条第1項第2号及び第3号中「再任用職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改める。

第14条第1項中「場合にあつては」を「場合には」に改め、同項第2号及び第3号中「再任用職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改める。

第16条第1項中「以下この条において同じ」を「以下この項から第6項までにおい

て同じ」に、「場合にあつては」を「場合には」に改め、同条第2項から第4項までの規定中「場合にあつては」を「場合には」に改め、同条第5項中「再任用職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に、「場合にあつては」を「場合には」に改める。

附則第4項の見出し及び同項中「平成34年3月31日」を「令和7年3月31日」に改める。

附則に次の見出し及び5項を加える。

(令和5年4月1日以後に退職する者に関する経過措置)

- 5 当分の間、第4条第1項の規定は、11年以上25年未満の期間勤続した者であつて、60歳に達した日以後その者の非違によることなく退職した者（定年の定めのない職を退職した者及び同項又は同条第2項の規定に該当する者を除く。）に対する退職手当の基本額について準用する。この場合における第3条の規定の適用については、同条第1項中「又は第5条」とあるのは、「、第5条又は附則第5項」とする。
- 6 当分の間、第5条第1項の規定は、25年以上の期間勤続した者であつて、60歳に達した日以後その者の非違によることなく退職した者（定年の定めのない職を退職した者及び同項又は同条第2項の規定に該当する者を除く。）に対する退職手当の基本額について準用する。この場合における第3条の規定の適用については、同条第1項中「又は第5条」とあるのは、「、第5条又は附則第6項」とする。
- 7 逗子市職員給与条例附則第29項の規定による職員の給料月額改定は、給料月額の減額改定に該当しないものとする。
- 8 当分の間、第4条第1項に規定するその者の非違によることなく勸奨を受けて退職した者並びに第5条第1項に規定する25年以上勤続し、地方公務員法第28条の6第1項の規定により退職した者（同法第28条の7第1項の期限又は同条第2項の規定により延長された期限の到来により退職した者を含む。）及びその者の非違によることなく勸奨を受けて退職した者に対する第5条の4及び第5条の7の規定の適用については、第5条の4の表以外の部分中「定年に達する日から6月前」とあるのは「定年（60歳とする。）に達する日」と、第5条の4の表第5条第1項の項、第5条の3第1項第1号の項及び第5条の3第1項第2号の項並びに第5条の7の表第5条の5の項、第5条の6第1号の項及び第5条の6第2号の項中「その者に係る定年と退職の日におけるその者の年齢との差に相当する年数1年につき」とあるのは「その者に係る定年（60歳とする。）と退職の日におけるその者の年齢との差に

相当する年数1年につき」とする。

#### 附 則

(施行期日等)

- 1 この条例は、令和5年4月1日から施行する。ただし、第8条中逗子市職員の退職手当に関する条例（以下「退職手当条例」という。）第8条第4項及び第11項の改正規定並びに附則第4項の改正規定並びに附則第4項の規定は、公布の日から施行する。
- 2 この条例による改正後の退職手当条例第8条第4項の規定は令和4年7月1日から、同条第11項の規定は同年10月1日からそれぞれ適用する。  
(逗子市職員の勤務時間に関する条例の一部改正に伴う経過措置)
- 3 暫定再任用短時間勤務職員は、改正後の逗子市職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例第2条第3項に規定する定年前再任用短時間勤務職員とみなして、改正後の勤務時間条例の規定を適用する。  
(逗子市職員の退職手当に関する条例の一部改正に伴う経過措置)
- 4 暫定再任用職員に対するこの条例による改正後の退職手当条例第1条の規定の適用については、同条中「職員」とあるのは、「職員（地方公務員法の一部を改正する法律（令和3年法律第63号）附則第4条第1項若しくは第2項（これらの規定を同法附則第9条第3項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）、第5条第1項から第4項まで、第6条第1項若しくは第2項（これらの規定を同法附則第9条第3項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）又は第7条第1項から第4項までの規定により採用された職員を除く。以下「職員」という。）」とする。
- 5 この条例による改正後の退職手当条例第8条第4項の規定は、令和4年7月1日以後に同項の事業を開始した職員その他これに準じるものとして同項の市長が定める職員に該当するに至った者について適用する。

(提案理由)

地方公務員法の一部を改正する法律（令和3年法律第63号）の施行に伴い、関係条例の整備を行うため提案する。